

財政論I/II

no.10

麻生良文

内容

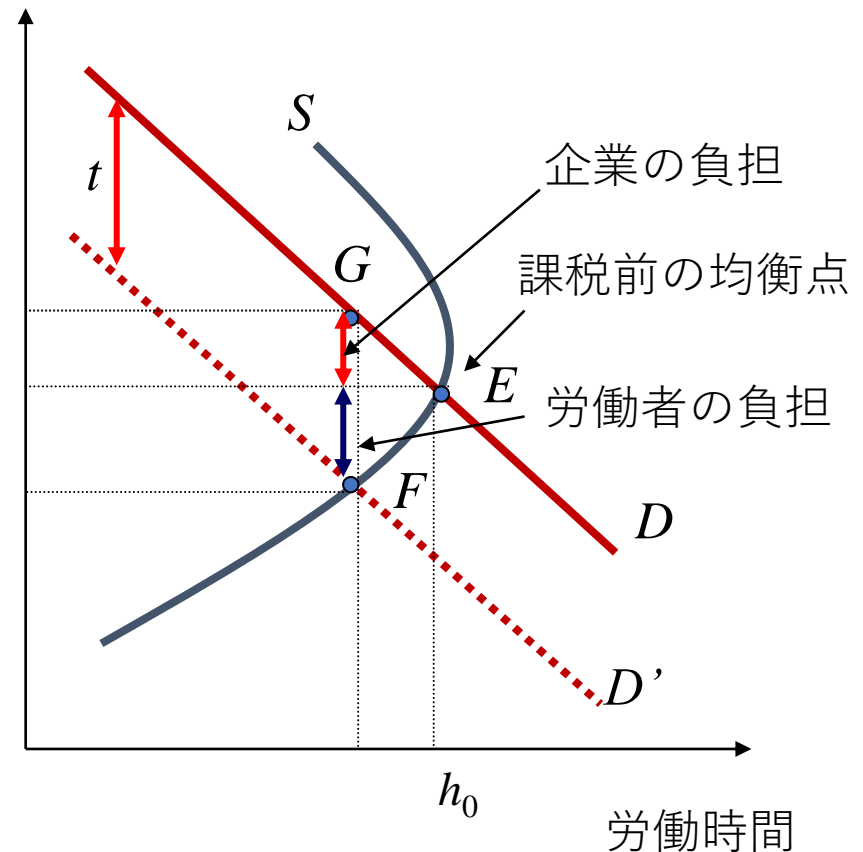
- 労働所得税の帰着
 - 消費税と労働所得税の同等性
 - 社会保険料の帰着
- 労働供給の決定モデル
- 労働所得税の効果
 - 労働所得税の死重損失
 - 累進税の効果
 - 配偶者の取り扱い
- 所得再分配政策の効果
 - 生活保護
 - 負の所得税
 - 給付付き税額控除

労働所得税の帰着

重要な関係： 支払賃金(w/p)=受取賃金($w(1-t)/p$) + 租税

- 企業に課されるか，労働者本人に課されるかは関係ない
 - 納税コストの違いは無視という前提で
- 労働供給曲線
 - 労働供給曲線は後方屈曲的
 - 実質賃金率の上昇の所得効果（労働供給を減らす）が代替効果（労働供給を増やす）を上回るため
 - 所得効果が無視できない
 - しかし，資源配分上の損失は代替効果に関連
 - 所得効果の混じった労働供給曲線で資源配分の効率性の議論をするのは適当ではない

労働者の受取賃金（実質）



労働所得税の帰着(2)

労働所得税と消費税の同等性

$$\text{賃金税} \quad \frac{w}{p} = \frac{w(1-t)}{p} + \text{wage tax}$$

$$\text{消費税} \quad \frac{w}{p} = \frac{w}{(1+\theta)p} + \text{consumption tax}$$

- どちらも「企業の支払う実質賃金」（これが労働需要を決める）と「労働者の受け取る実質賃金」（これが労働供給を決める）を乖離させる
- 消費税（消費型付加価値税）も（比例的）賃金税と同等の効果を持つ

公的年金保険料の帰着

- 現在の公的年金保険料は賃金税にきわめて近い性格
 - 厚生年金等の被用者保険の場合
 - 保険料支払いと将来の給付の対応関係が明確ではない
 - 対応している部分は貯蓄と同等、そうでない部分は賃金税と同等
- 日本の現行制度は雇用主が50%負担，労働者が50%負担
 - 年金保険料の租税相当部分→ どちらが負担しようが，その効果は同じである

労働供給の決定モデル

1期間モデル

効用関数

$$U(C, l) \quad (1)$$

予算制約

狭義の予算制約 $pC = wh$ (2)

時間の制約 $h + l = T$ (3)

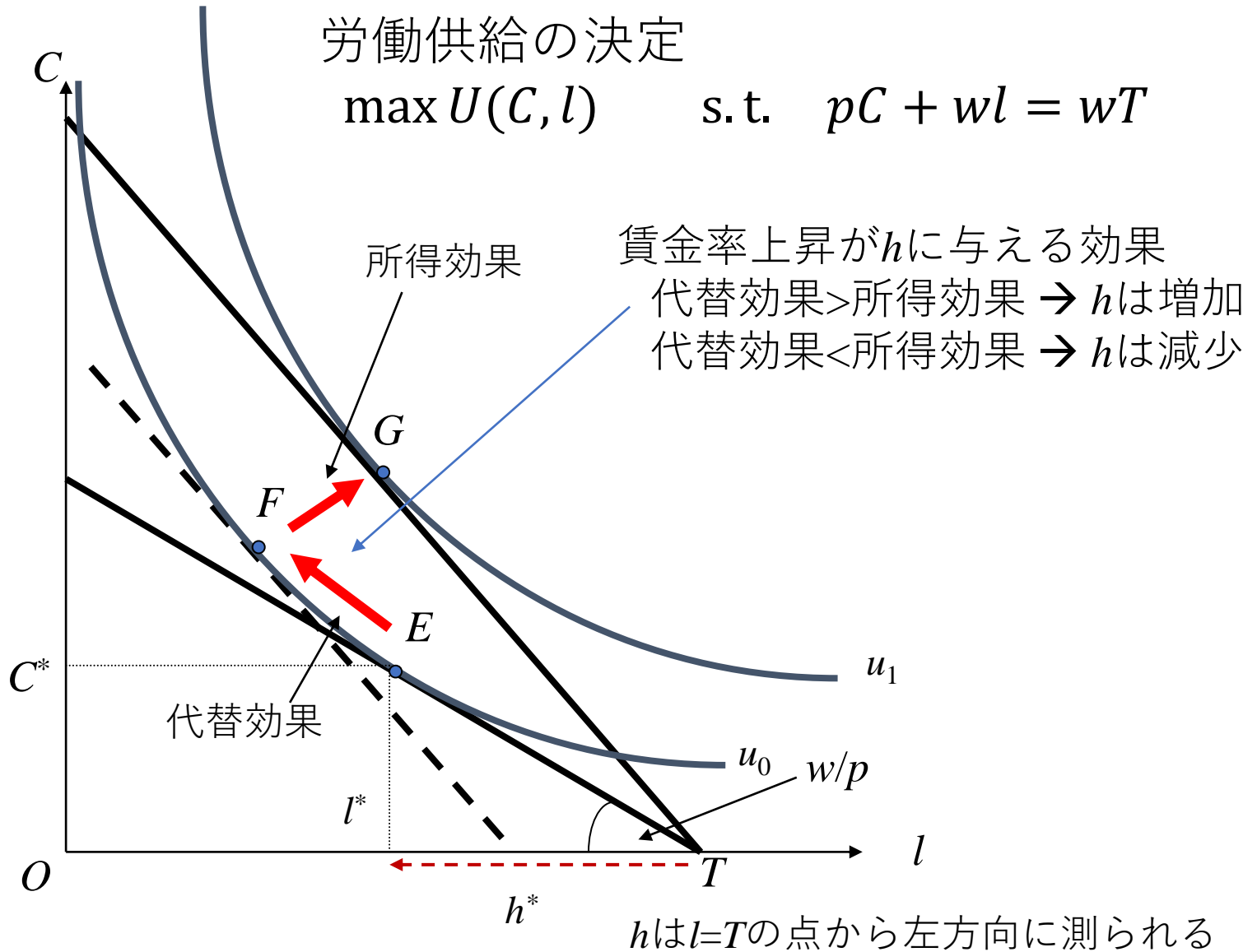
C :消費, l : レジャー (自由な時間), p :消費財の価格, w :賃金率,
 h :労働時間, T :利用可能な時間

(2)式と(3)式から h を消去すると

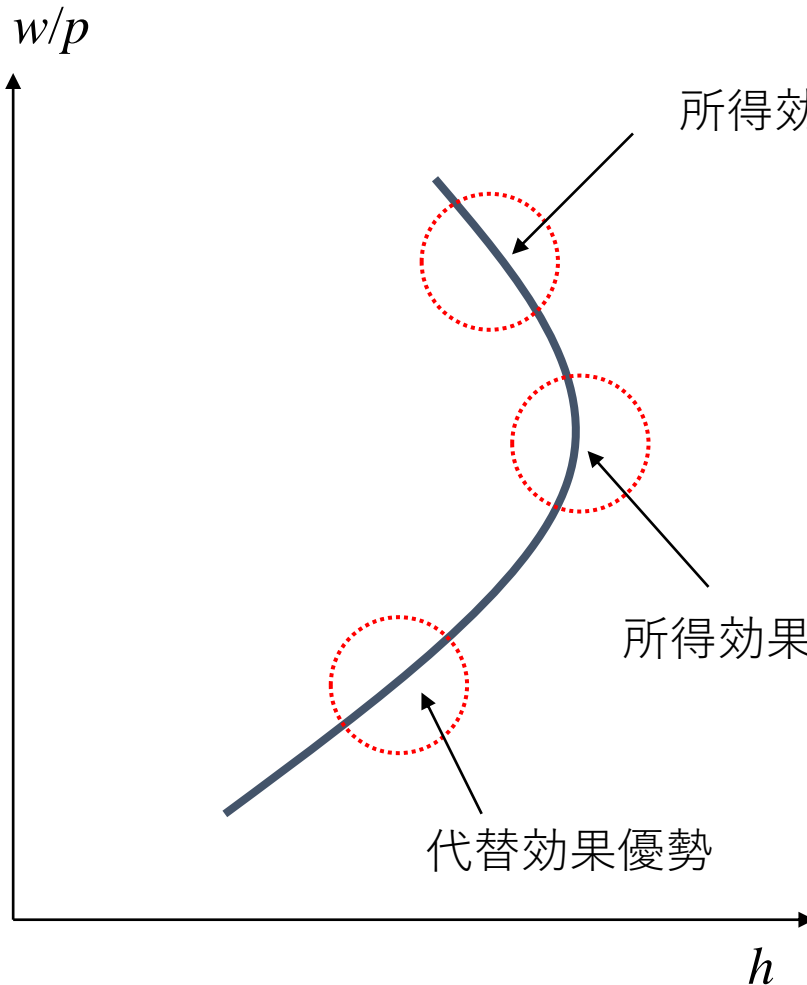
$$pC + wl = wT \quad (4)$$

wT を潜在的所得 (外生), wl をレジャーへの支出と解釈すると, (4)式の制約のもとで(1)式を最大化する問題 (通常の2財モデル) に帰着。

賃金率上昇の効果



後方屈曲的労働供給曲線 backward bending labor supply curve

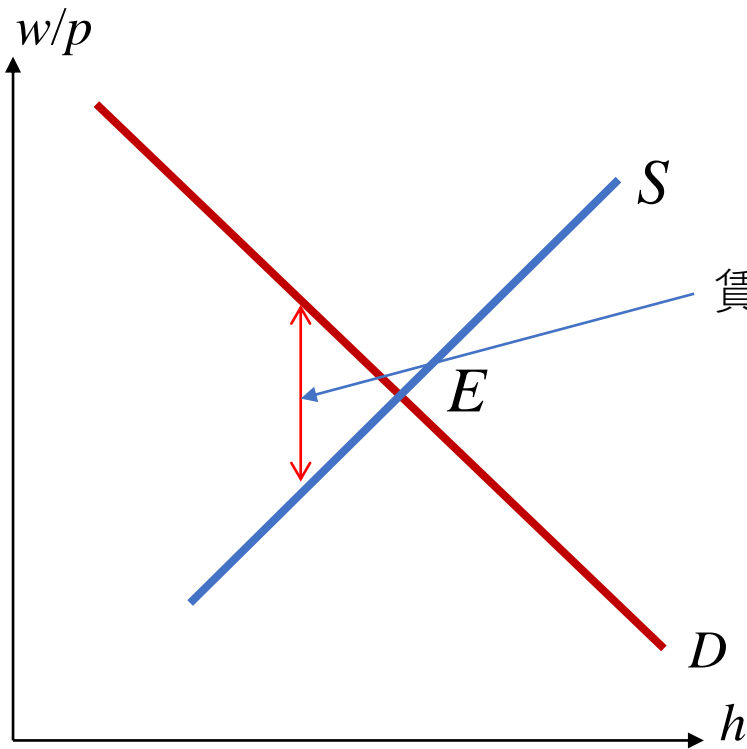


実質賃金率上昇の効果

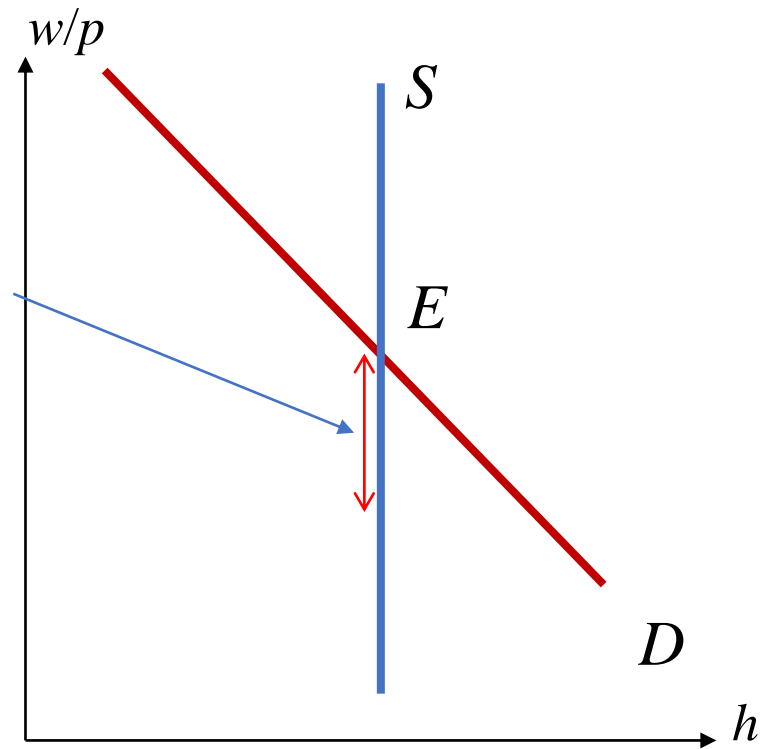
| | 代替効果 | 所得効果 | 総合 |
|-----|------|------|----|
| C | + | + | + |
| l | - | + | ? |
| h | + | - | ? |

実質賃金率が低いときには代替効果が優勢だが、実質賃金率が高くなると所得効果が優勢になり、後方屈曲的な労働供給曲線が導かれる → 無差別曲線と予算線の図を用いて確かめよ

右の図では、賃金税によって労働供給が減少していない。それは、代替効果（労働供給減少）と所得効果（貧しくなったため労働供給増加）が相殺したため。課税による資源配分上の損失は代替効果に関連して定義される。
 →歪みの無い租税（一括税）でも所得効果は存在するから
 したがって、右の図の場合でも、賃金税による資源配分上の損失は存在している



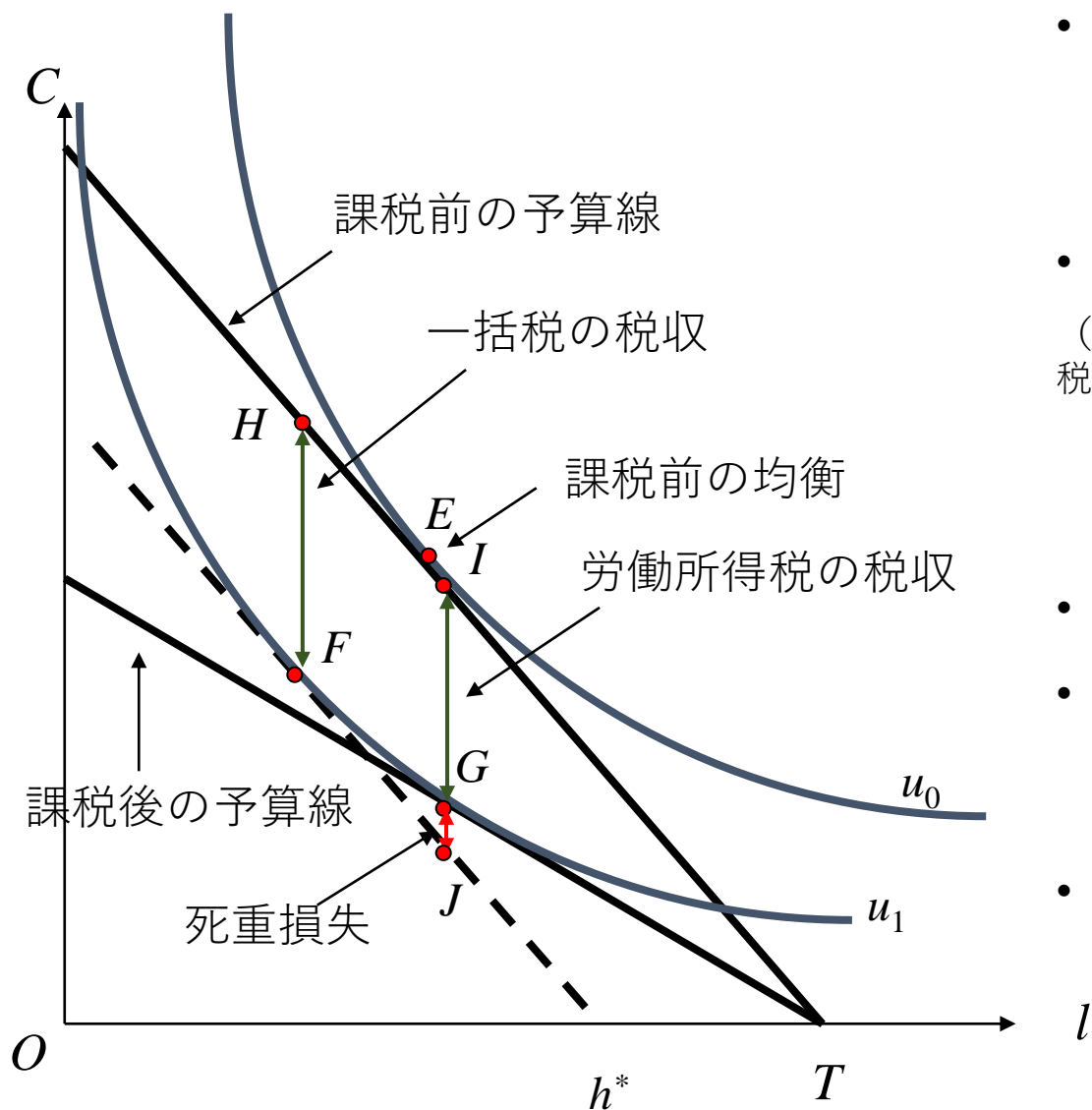
代替効果優勢



代替効果と所得効果が相殺

労働所得税の死重損失

ここでの分析は水平な労働需要曲線が前提



- 労働所得税の導入
G点を選択される
効用水準は u_1 に、税収はIG
- 一括税の導入
(課税後の効用が u_1 になるような一括税)
F点を選択される
税収はHF
- HF>IGであることに注意
- 労働所得税のもとで、 $HF - IG = GJ$ だけの税収が社会から失われた→GJが死重損失
- 労働供給量 h に変化が無かったとしても代替効果がある限り死重損失は存在

累進課税

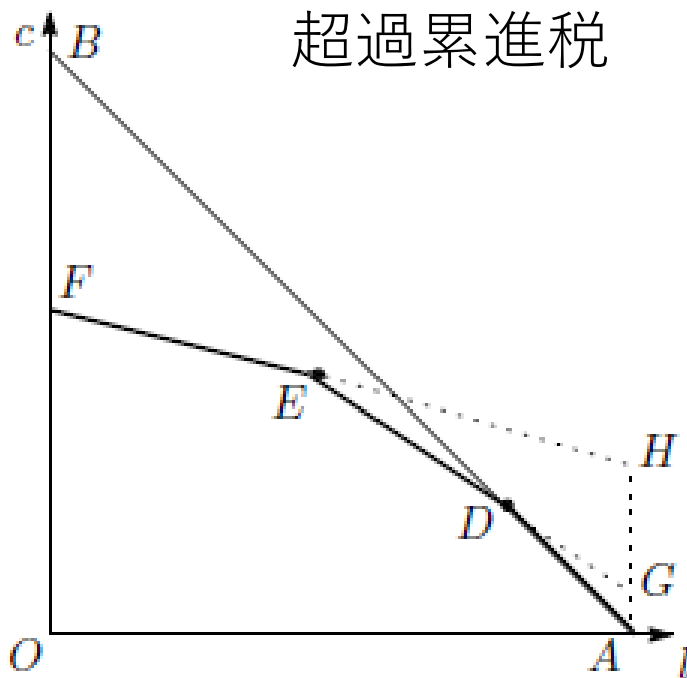


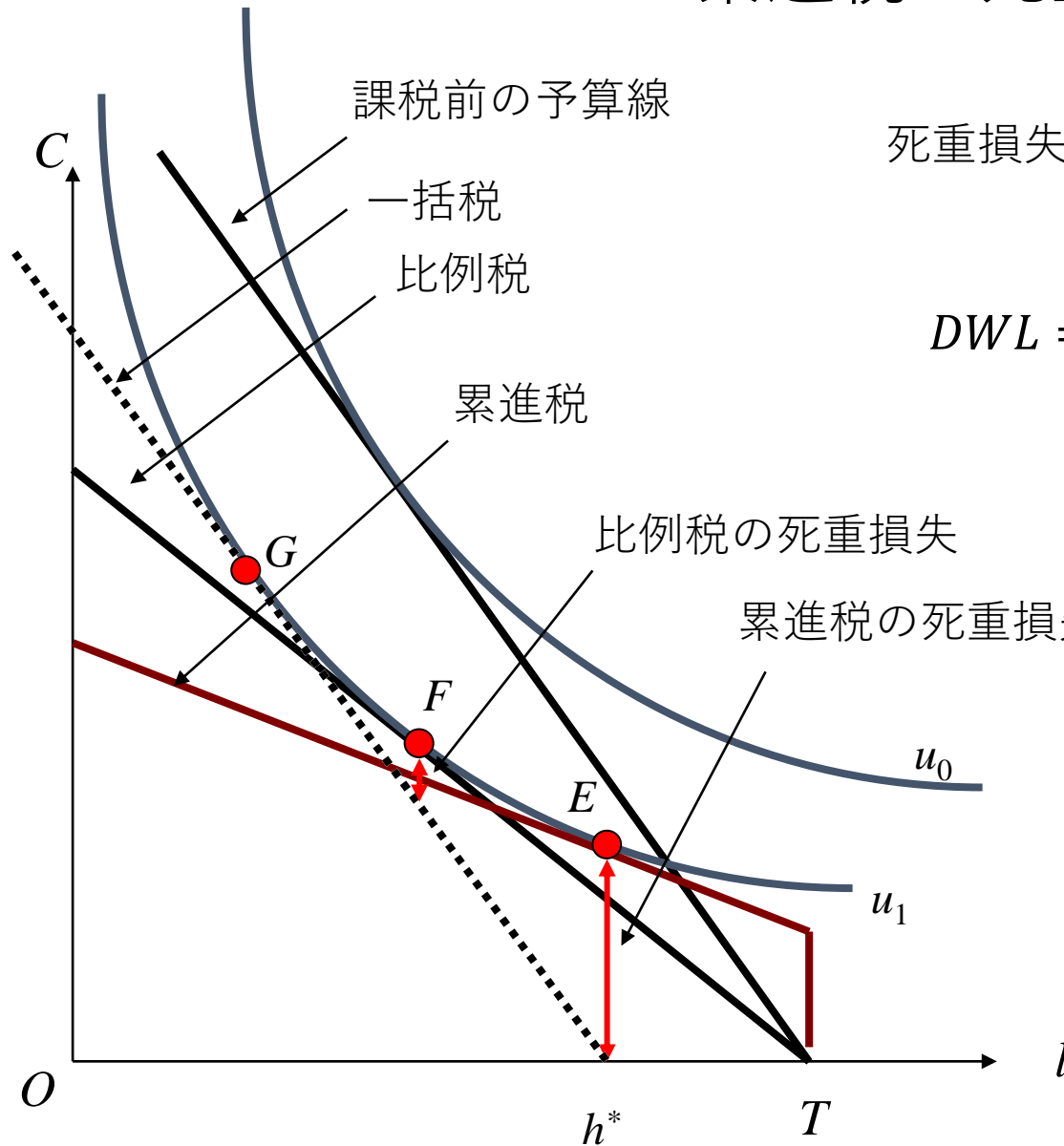
図 17.2 累進課税

- 限界税率が所得の増加とともに増加していくような税
- 折れ線ADEFが課税後の予算線
- 労働者の選択する点が線分EDの区間にあるなら、労働者は折れ線AGDEという予算線に直面しているのと同様
- 労働者の選択する点が線分EFの区間になるなら、労働者は折れ線AHEFという予算線に直面しているのと同様

→ 累進税（超過累進税）は定額の移転 + 比例税と同様

(AHの定額の移転 + 課税後の予算線の傾きが直線HEの傾きになるような比例税の組み合わせと同様)

累進税の死重損失



死重損失 → 限界税率が関係

$$DWL = \frac{1}{2} t^2 \varepsilon^S \left(\frac{w}{p} \right) h$$

ε^S : 労働供給の補償された賃金弾力性 (所得効果を除いた弾力性)
 t : 賃金税率

配偶者控除

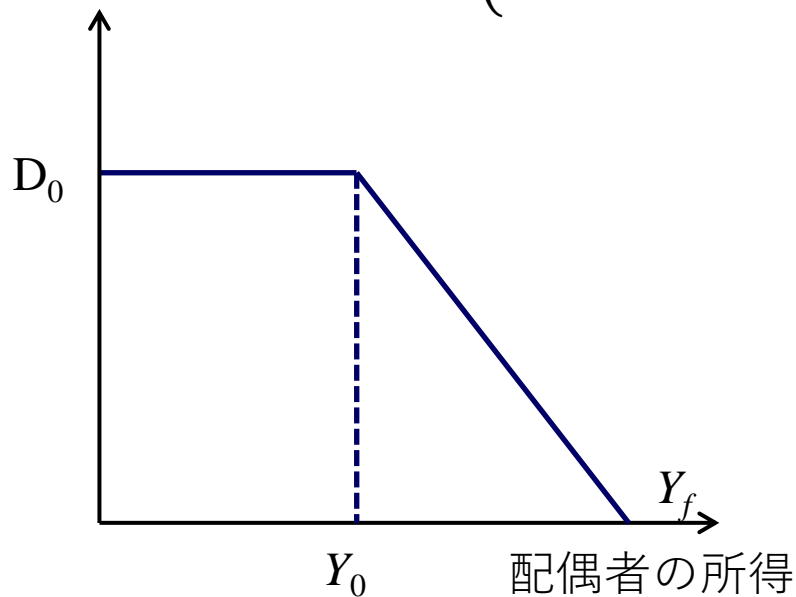
- 配偶者控除
 - 納税者の配偶者の年間所得が38万円以下*の場合、納税者の所得から38万円が控除される
 - * 給与収入では103万円以下
- 配偶者特別控除
 - 納税者（ただし年間所得1000万円以下）の配偶者の年間所得が38万円超76万円未満*の場合、配偶者の所得金額に応じて納税者の所得から控除できる金額を徐々に減らしていく仕組み
 - * 給与収入では141万円未満
 - 消失控除
- 2018年度からは、配偶者控除の給与収入の限度額が150万円（103万円から）に引き上げられた。また配偶者特別控除の給与収入の限度額も201万円（141万円から）に引き上げられた。さらに納税者の所得が900万円超1000万円以下の場合配偶者控除は26万円、13万円に所得に応じて引き下げられている。
- 2020年度からは配偶者の所得が48万円以下の場合に配偶者控除が適用されるように改正されている。

配偶者控除(2)

配偶者控除および特別控除は女性労働の限界税率を高くしている

$$D(Y_f) = \begin{cases} D_0 & \text{for } Y_f < Y_0 \\ D_0 - (Y_f - Y_0) & \text{for } Y_0 \leq Y_f \leq Y_0 + D_0 \\ 0 & \text{for } Y_f > Y_0 + D_0 \end{cases}$$

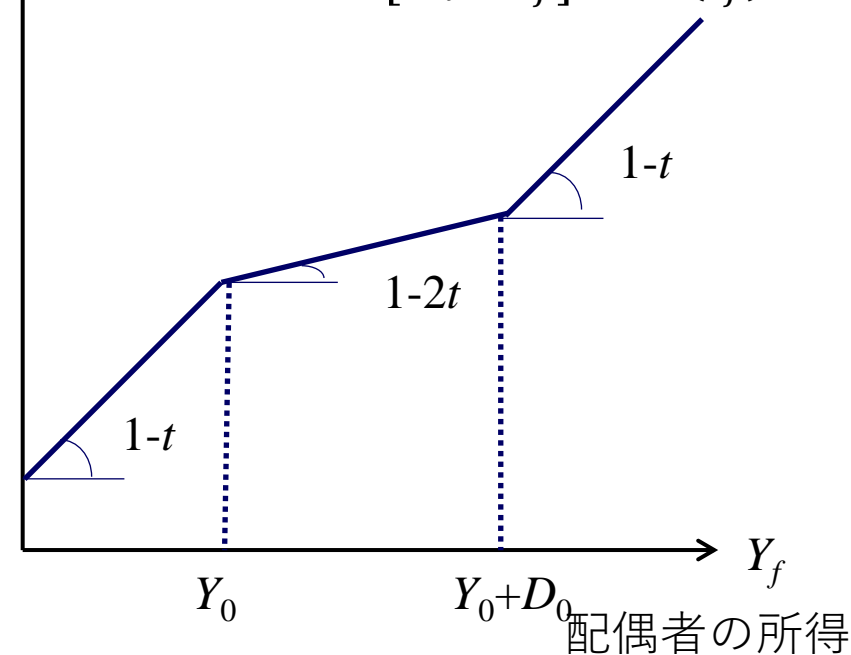
所得控除額



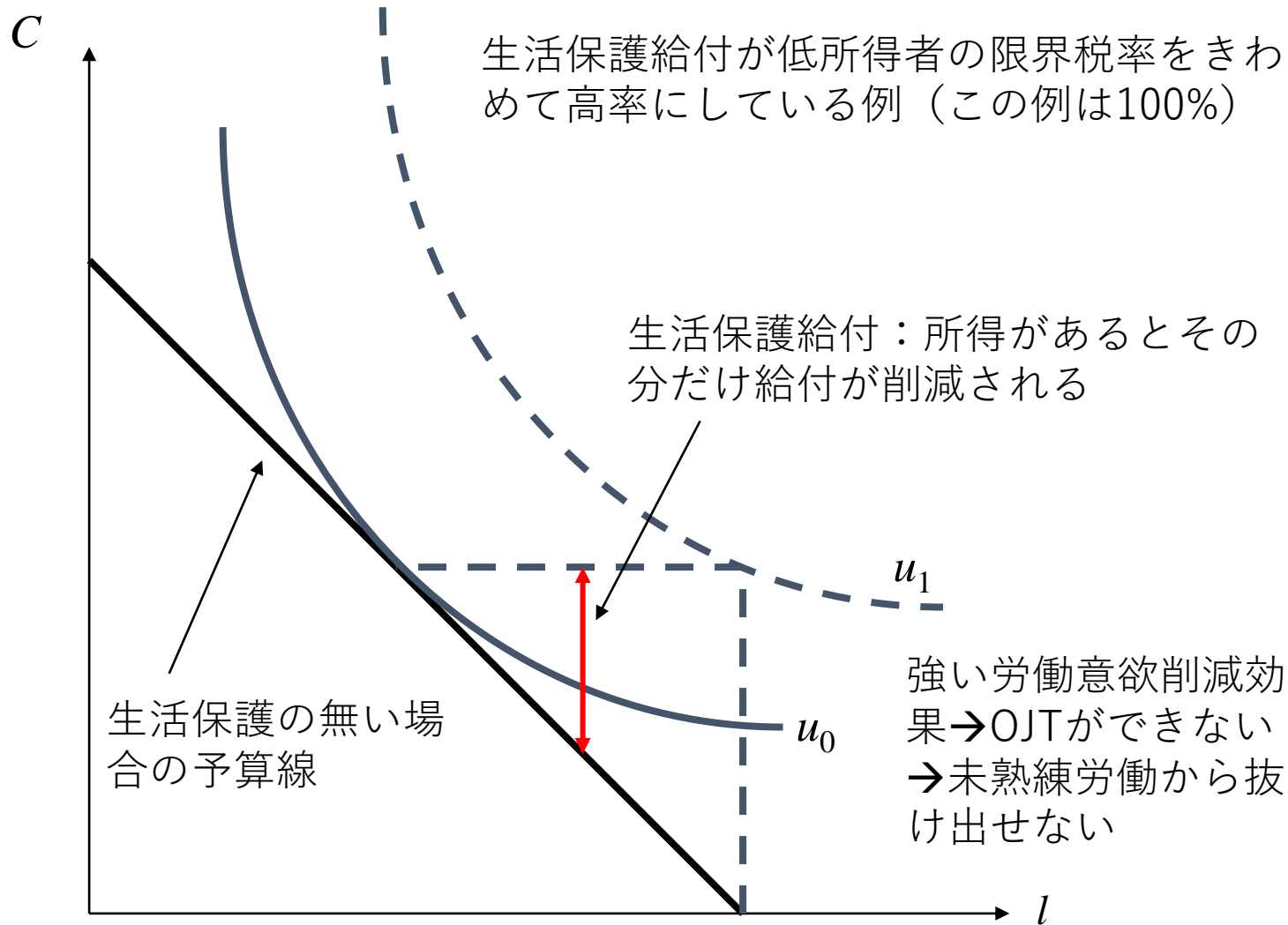
$$(1-t)Y_m + tD_0$$

税引き後の家計所得

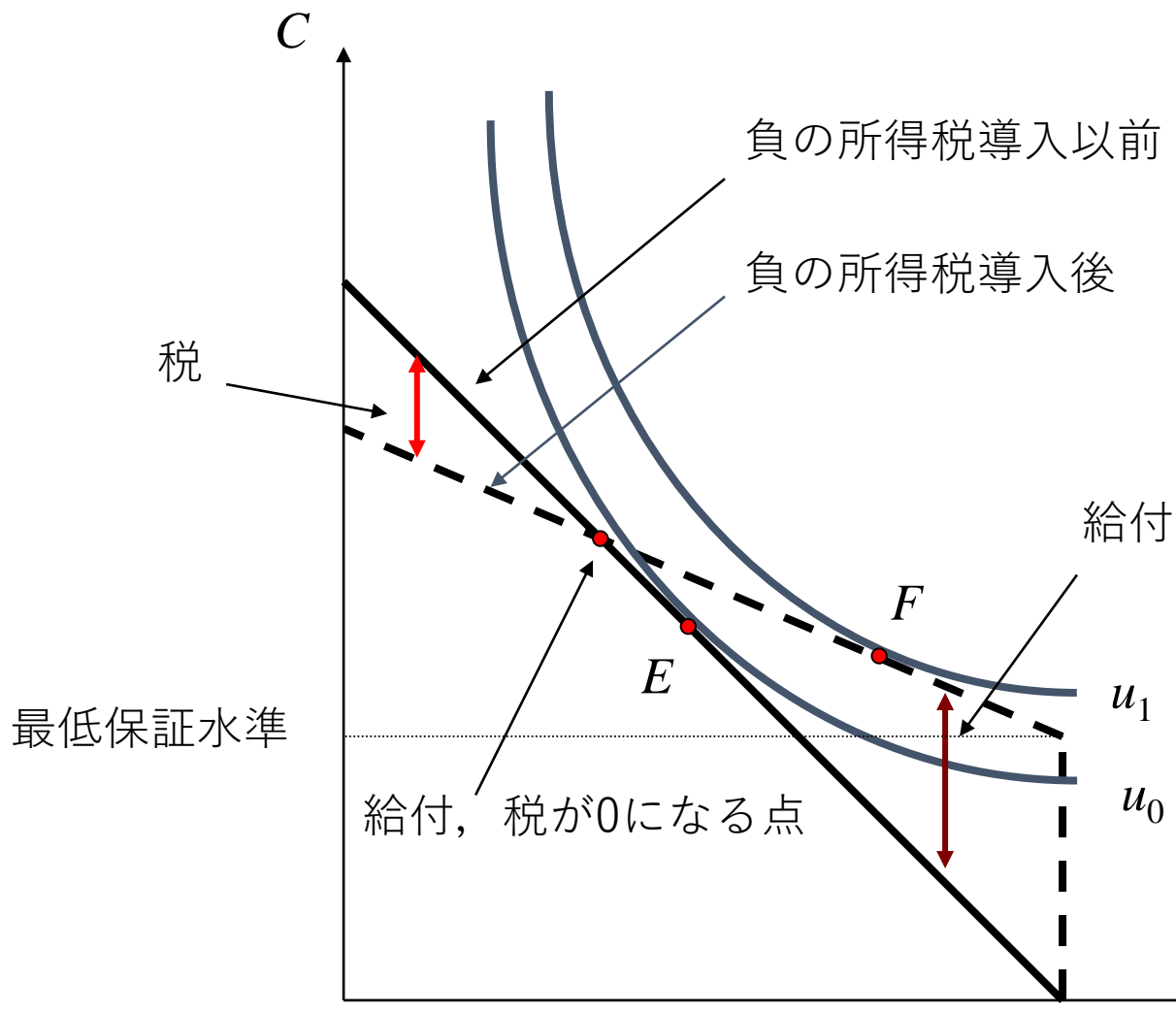
$$Y - T = (1-t)[Y_m + Y_f] + tD(Y_f)$$



生活保護



負の所得税



低所得者の限界税率
の高さを改める

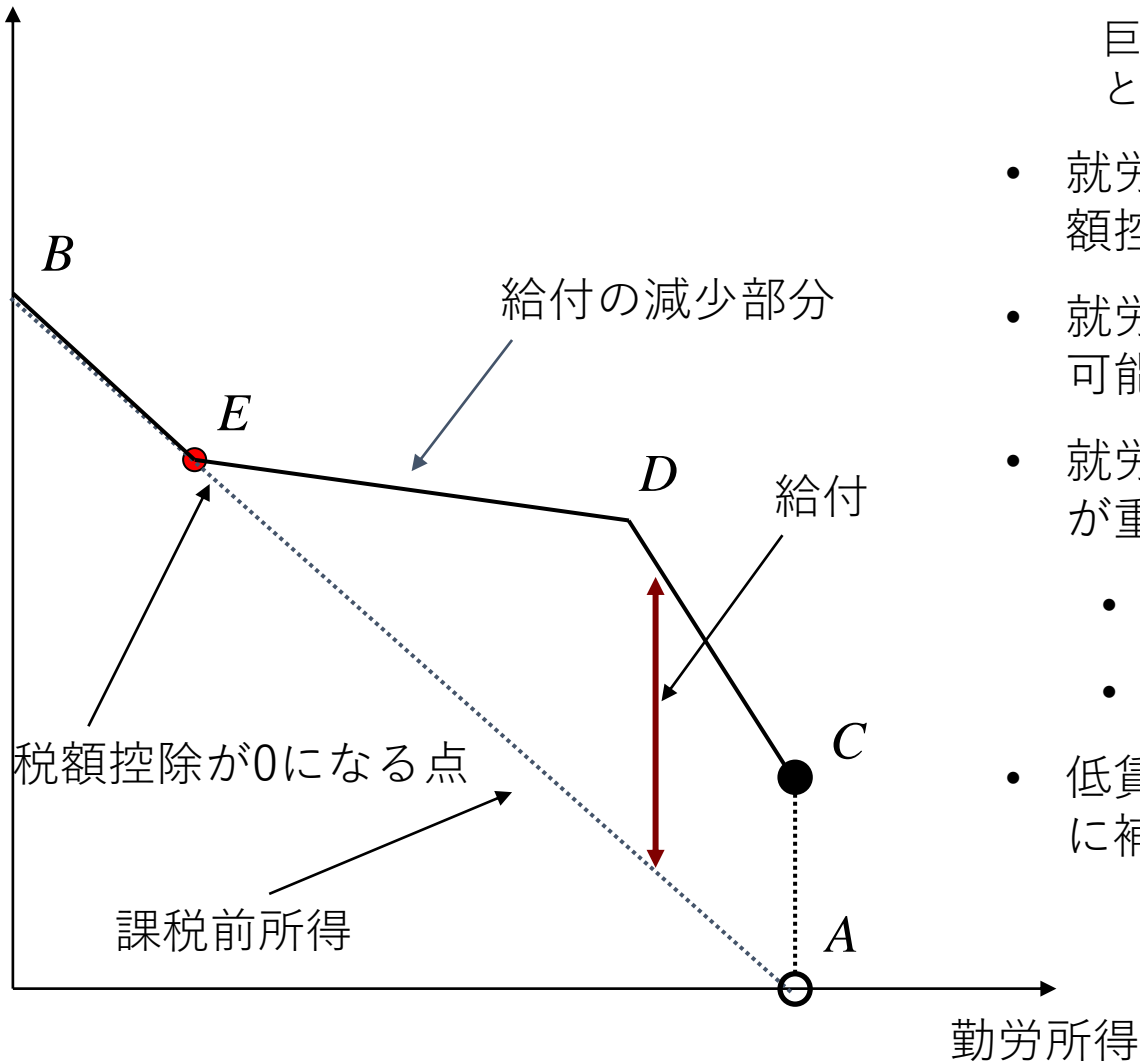
給付と租税をシーム
レスに

労働供給阻害効果が
緩和される

就業 \rightarrow OJT

給付付き税額控除

税引き後所得



- 負の所得税
 - 巨額の財源, 不正受給という問題
- 就労を条件に給付 (税額控除の形で)
- 就労可能か否かは観察可能な場合が多い
- 就労するか否かの決定が重要
 - 弾力性高い
 - 技能の蓄積
- 低賃金労働者には賃金に補助金